○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
十和田市大字大沢田字池ノ平五番から青森県上北郡七戸町字荒熊内一五九番六まで	前 A	一一・五〇～一二・二〇	四・七六五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	三一・八〇～九五・七〇	四・八九五	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号及び四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
青森県東津軽郡平内町大字中野字大石平一四番八から青森市大字浅虫字坂本三番二まで	前 A	八・六二～五一・九〇	三・一〇五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一五・〇〇～一〇三・五〇	三・二二〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岩手県西磐井郡平泉町平泉字高田五九番から同町平泉字森下一八番一まで	前 A	一〇・八〇～四九・七〇	五・一一八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一九・三二～九七・四五	五・八九六	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
花巻市山の神五七五番一から同市西宮野目第七地割二七四番一まで	前 A	一〇・七〇～五五・九〇〇	五・四五八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一八・一〇～一四三・二六	六・八四六	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号及び四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
新庄市大字鳥越字栗田六六〇番一から同市大字本合海字福田堺一八〇二番七まで	前 A	九・二〇～四二・二二	四・九一九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B A	一三・二二～九六・〇六 一八・七七～三九・三四 一三・二二～九六・〇六	三・六七九 〇・四八〇 三・六七九	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
南陽市川樋字清水尻四五七〇番から上山市中山字片倉山壱五三三九番八七まで	前 A	一一・二一～三七・〇九	五・四五八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	九・九七～一四三・七七	五・六五二	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所